

いじめ防止基本方針策定協議会（第7回） 議事要旨 〔抜粋〕

〈意見書 1: 22 条組織は、全ての学級担任等が必ずその参加を経験すること〉

【座長】

提案の「いじめの防止等の対策に関する各教職員の資質能力向上を図り、その同僚性（信頼感及び一体感）を培っていくためには、学校の実情に応じて、当該組織への各教職員の適切な参加を確保していくことが有効である」という文言について、これは、基本方針の中にかなりかみ砕いて入っているが、まだこれでも不十分ではないか。教職員の資質向上について、教職生活を通じて計画的・体系的に図っていくという点がまだ少し薄いように思う。これは文科省にもお願いしなければならないことだが、いじめの問題だけに限らず、我が国が直面しているさまざまな教育課題にどう応えていくかという点で、初任研や 10 年研、更新研修、あるいは大学における教育や教員養成、これらに関してもしっかりと体系立てて、教員の資質の向上を図っていく必要がある。

【座長】

今後、ガイドラインや説明会、Q&A 等、いろいろな形の出し方があり得ると思うが、意見をその中で生かしていただくということは非常に大事。また、後段の「各教職員の適切な参加」についても説明いただくことが必要。本意見を尊重し、書いてあることを砕いて説明していただくことが大事で、その点について事務局の方では是非よろしくお願いしたい。

【文部科学省】

参考にさせていただきながら、各種の説明会等で説明をさせていただく。